

2 建 総 第 4 4 5 号
令 和 2 年 8 月 3 日
(令和3年1月1日一部改正)

局 内 各 課 室 長
局 内 各 地 方 機 関 の 長
都 市 整 備 局 各 課 室 長
建 築 局 各 課 室 長 殿

建 設 局 長

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度
(下請セーフティネット債務保証事業)の運用について(通知)

建設業の資金調達の一層の円滑化を図るため、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度(下請セーフティネット債務保証事業)の運用について、下記のとおり実施することとしますので適切に対応してください。

なお、平成20年11月28日付け20建総第816号建設部長通知は廃止します。

記

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者(原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「元請負人」という。)から記7に規定する債権譲渡先(以下「債権譲渡先」という。)への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が元請負人に対して融資を行うものである。本制度では、債権譲渡先が金融機関から転貸融資資金を借り入れる際の債務保証を一般財団法人建設業振興基金が行う。また、債権譲渡先は、融資に際し、元請負人の下請負人等への支払状況等を確認するとともに、万が一元請負人が倒産に至った場合には、債権譲渡先が元請負人に代わって下請負人等への支払を行うこととする。

なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう(以下同じ)。

- ① 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ③ その他元請負人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

2 債権譲渡の対象工事

本制度は、以下を除く工事を対象とする。

(1) 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事

- ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

- (2) 愛知県建設局・都市整備局・建築局低入札価格調査等実施要領に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- (3) その他、元請負人の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

また、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、別添の債権譲渡承諾依頼書（様式第1）及び融資実行報告書（様式第2）の工期又は請負代金額は変更後のものとする。なお、債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には元請負人は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知するものとする。

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高（記2（1）アにあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（様式第3）の受領をもって足りることとする（出来高の査定とは異なる。）。

5 承諾権限

元請負人が債権譲渡を行うに当たっては、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。その際、発注者は債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾書（様式第1）2通を元請負人に交付することとする。

また、発注者は、債権譲渡整理簿（様式第4）により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理することとする。

6 債権譲渡の承諾の申請書類

債権譲渡の承諾の申請を受ける場合には、以下の書類を元請負人から提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1） 3通
- (2) 元請負人と債権譲渡先の債権譲渡契約証書の写し
- (3) 工事履行報告書（様式第3）
- (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

7 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。)又は平成20年11月11日付け20建総第760号で通知した一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請負人への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付事業を行う者とする。

8 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候(1回日の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付のある承諾を得ることで第三者に対抗できることとなっているため、債権譲渡承諾書の確定日付の記入には慎重を期すこと。

9 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととされているため、担保価値の査定のための出来高の確認を行う必要はないものとする。

10 融資実行の報告書の要求

工事請負代金債権の譲渡人(借受人)及び譲受人(貸付人)が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書(様式第2)を提出させるものとする。

11 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は、債権譲渡の承諾を行ったら債権譲渡先の債権者登録を行い、その後、融資実行報告書(様式第2)を受理した場合は、支出命令の際に支払先を誤らないようにするため、支出負担行為決議書の支出負担行為の相手方の欄又は適当な余白に工事請負代金債権の譲渡があった旨及び債権譲渡先の住所、氏名及び債権者コードを付記することとし、支出命令の際は、支払先として当該債権譲渡先の債権者コードを入力するものとする。

12 下請保護関係

(1) 元請負人の倒産時に保護する下請負人等の範囲

保護する下請負人等は、元請負人が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人(元請負人と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない)及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者(元請負人と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない)とする。

(2) 元請負人倒産時の下請保護方策

元請負人と債権譲渡先の間で債権譲渡契約において、原則として、以下ア又はイのいずれかの措置を講じるものとする。

ア 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、

債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約を元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定める。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、元請負人と債権譲渡先の間で任意に定めるものとし、発注者は関与しないものとする。

イ 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、残余の部分を元請負人に代わって下請負人等に支払う旨の特約を元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定める。

13 債権譲渡先からの債権金額の請求

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求に当たっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事請負代金請求書(様式第5)
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書(様式第1)の写し
- (3) 債権譲渡契約証書の写し

なお、債権譲渡先は、工事請負契約書に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金(以下「請負代金等」という。)の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払を請求することができる。また、債権譲渡承諾後は、元請負人は請負代金等の請求をすることができない。

14 留意事項

(1) 申請書類等の確認に際して留意すべき事項

申請書類等の確認に際して留意すべき事項は以下のとおりとする。なお、債権譲渡の承諾又は不承諾は、本制度の趣旨に鑑み、出来るだけ速やかに行うように努めることとする。

ア 債権譲渡承諾依頼書(様式第1)

譲渡対象債権の金額(申請時時点)が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

イ 債権譲渡契約証書の写し

記12に従った下請保護方策が講じられていることを確認すること。

ウ 工事履行報告書(様式第3)

工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。

(2) 工事請負代金の請求書類等の確認に際して留意すべき事項

ア 工事請負代金請求書(様式第5)

請求金額が前記3に規定した譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること等を確認すること。

イ 債権譲渡承諾書(様式第1)の写し

(1) アの規定に留意すること。

(3) その他の留意点

- ア 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう留意すること。なお、本制度に係る債権譲渡によって元請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。
- イ 本制度に係る融資及び地域建設業経営強化融資制度に基づく融資は、いずれかを選択して利用できるものとする。